

台湾民法改正の最新動向（1）

比較法の視点から見た 意欲的な中華民法債編改正案： 詹森林大法官のご報告を受けて

朱 曄*

一. はじめに

周知のように、数多くの規定を有する民法は、「私法の一般法」とされており、人々の日常生活や経済活動に関する道しるべ的な役割を果たしている。民法の運用および改正の状況は、その社会実態を把握するための重要な素材である。

そこで、2018年2月23日、「民法の見直しをめぐる最新動向——東アジアにおける債権法改正を中心に」を題とする国際学術シンポジウムを静岡県法律会館において開催した。その中で、中華民法について、詹森林大法官は、裁判実務から見た改正の必要性を検証し、本日ご登壇の陳聡富先生は、債編改正をめぐる当時の立法動向について詳細な説明を行った¹⁾。

光陰は矢のごとし、瞬く間に約5年近くの歳月が経過し、中華民法債編の改正案の中核がすでに明らかになった。詹森林大法官によるご報告を拝聴すると、中華民法は誕生の当初から今回の改正まで、判例、学説など至るところに比較法の影響を強く受けていると感じる。

* シュ・ヨウ 静岡大学グローバル共創科学部教授

以下では、二つの側面より初歩的な感想を述べさせていただきたい。第1は、抜本的な大改正に伴って浮上しうる潜在的な課題である。第2に、中国民法典との比較から見た改正案の特色である。

二. 抜本的な大改正に伴って浮上しうる潜在的な課題

1. 抜本的な改正

今回の改正案は、債務不履行について、いままで採用しているドイツ法的な考え、すなわち、履行遅滞、履行不能、不完全履行という3分類を廃止し、救済アプローチのモデルの導入を軸に、「義務違反」をすべての債務不履行の上位概念とする内容を新設し、つまり、一元的な契約違反概念を規定するという方針を採用した。

詹森林大法官は、ドイツ留学の経験を持つ学者であるにもかかわらず、自分自身の熟知する法理論が完全に見直されることに首肯し、固有の考えに固執しないという大変素晴らしい研究者の姿勢に敬意を払いたい。

2. 浮上しうる潜在的な課題

(1) 実務界からの反対意見への対処

こうした理念転換が内包される債法改正案は、従来の学説を全面的に見直している。しかしながら、すでに実務に定着した見解を刷新するに当たって、反対意見が現れるのは一般的である。

例えば、日本民法の改正において、「特定物ドグマ」や法定責任説の考え方を改めるべきだとする意見に対して、実務家や法律家などからの反対意見が多数見られた。

また、日本の改正では、解除は、履行不能も含めて帰責事由を要求しない制度に変更され、その結果、解除は債務不履行発生時の債務者に対するサンクションではなく、履行を受ける見込みのない債権者を契約から解放するための制度へと変化した。この転換に伴い、危険負担制度を廃止すべ

台湾民法改正の最新動向（1）
比較法の視点から見た意欲的な中華国民民法債編改正案：詹森林大法官のご報告を受けて（朱）

きだとする学者の意見が出された。学者による危険負担制度の廃止論に対し、実務界からは強い反対意見が出され、最終的には、危険負担制度を残すと同時に、「履行拒絶権」の導入という妥協案が採用された。

こうした日本債権法改正時の激論を踏まえると、中華国民民法債編の大改正案への反対意見が浮上する可能性は十分にあると思われる。

（2）既存の判例などとの整合性

今回の中華国民民法債編の大改正案は、従来の学説を変更し、新しい理論により再構築するものとなっている。そこで、既存の判例、司法院による法院への「函復」、または最高法院の民事庭の「会議決議」などとの整合性を如何に調整するかという課題が浮上すると考えられる。

日本の判例を確認すると、条文の解釈に一定のゆとりを与え、今後の判例による柔軟な対応を保障する工夫が随所に見られる。これに対し、中華民国の判例、「函復」および「会議決議」は、具体的な条文について丁寧に説明、解釈を行う傾向が見られる。そのため、従来の司法実務上の見解を吸い上げ、改正案との整合性を調整するに当たっては、日本法改正時での試み以上に困難な作業になると思われる。

三．中国民法典との比較から見た改正案の特色

（1）法典の分かりやすさと透明性とのバランス

民法典は、国民の生活を直接規律するものであるため、国民にとって分かりやすいものでなければならない。より多くの人に法典の内容を理解してもらうために、規範内容の詳細化、具体化をすることが不可欠である。他方、法典の透明性を確保する必要性があり、そのために、規定を単純に羅列するのではなく、共通項の抽出、規定の準用など様々な工夫を行った上で法整備する姿勢も不可欠である。

2020年5月に採択された中国民法典は、十数億の人口を抱えている中国

は、人々の法文を理解する能力が千差万別であることを踏まえて、条文の詳細化、具体化により法典の分かりやすさの実現に重心を置いた。

これに対し、今回の中華民法債法改正案は、従来の理論構築を全面的に見直していく際に、理論的な整合性に細心の注意を払いつつ、法典の分かりやすさと透視性との均衡を図る試みを行っていると思われることができる。

(2) 行為規範の制限

従来の中華社会は、紛争処理を行う際、道徳、倫理的な要素をも盛り込んでいく傾向が見られる。近年制定された中国民法典もその法伝統の影響を少なからず受けており、そのため、行為規範の役割も果たしている規定が民法典に散在する。例えば、社会主義の価値観をアピールする文言(1条)、資源の節約、生態環境の保護を強調する規定(9条)などはその典型例である。

しかし、法典は裁判の根拠であるため裁判規範であるべきことは基本原則とすべきであり、民法典に法的効果が明記されていない規定を安易に取り込むことは、法的安定性を害するだけでなく、法律の解釈にも困難をもたらしかねない。また、この穴埋めを緻密な法解釈により解消しなければ、規範が形骸化する弊害が生じる恐れがある。

中華民法債編を改正するに当たって、国際契約法の最新動向に注目しつつ、紛争解決に資する観点から裁判規範を中心に再調整を行っている。こうした改正時の基本姿勢は法律を運用する際の規範の予見性を高めることに繋がるであろう。

(3) 比較法上の経験への真摯な姿勢

日本法の影響も受けている中国民法典は、他国の立法経験を踏まえながら、そのオリジナルを強調する特色が見られる。例えば、中国民法典はパンドクテン体系の色彩を有しているので、物権と対峙する概念である債権

台湾民法改正の最新動向（1）
比較法の視点から見た意欲的な中華国民民法債編改正案：詹森林大法官のご報告を受けて（朱）

について、総則では明確化されており（118条）、債権編の冒頭に債権総則を設けることは、パンデクテン方式との整合性をさらに高めることができよう。しかしながら、実際の法典化の際に、立法者は、債権編ではなく契約編を規定した。そして、契約編の通則は契約の無効、取消し、契約の履行、保全、変更、譲渡等について幅広く規定し、本来民法総則、債権総則で規定する内容をも取り込んでおり、若干羊頭狗肉の感を否めない。

また、中国民法典契約編（第3編）の第3分編は、准契約を創設し、事務管理および不当利得について規定している。民法典総則編（第1編）の民事権利（第5章）では、事務管理（121条）、不当利得（122条）についてすでに定めているが、契約編は、個別の章を立て、関連する内容をさらに具体化した上で、准契約として概念化し民法典の独自性を強めようとしている²⁾。オリジナルを強調すること自体は素晴らしいことであるが、その前提は、比較法の経験を十分に咀嚼した上で創出しなければならない。しかし、現状としては、パンデクテン体系を概ねに継承している中国民法典には、条文の理解に混乱を来すものもある。例えば、物権編担保物権部分の一般規定として、担保権の設定を定める387条1項は、「債権者は、消費貸借、売買等の民事活動において、その債権の実現を保障するために、担保を必要とする場合、本法及びその他の法律の規定に従い担保物権を設定することができる」と規定しており、規範的的確な理解に不備をもたらしかねないであろう。

他方、中華国民民法債編の改正案は、比較法上の経験をなるべく忠実に踏襲していく傾向が見られ、こうした慎重な姿勢は規範の健全化に資すると思われる。

四. 終わりに

中華国民民法債編の第二回の改正に着手してからすでに約5年が経っており、第一回債権編の改正に要した歳月は約19年であった。今回の改正

は、ぜひ前回の轍を踏まないように作業のペースを上げていただきたい。なぜなら、社会情勢の変動を踏まえると、改正作業がさらに十数年を要するならば、施行に当たって、改正案を改正するための作業が欠かせなくなる恐れが生じるからである。

最後に、世界の潮流に乗った債権法改正案がいち早く採択されることを祈念してコメントを終わらせていただく。

- 1) 本シンポジウムにおける報告内容の詳細については、静岡法務雑誌第10号（2018年）181頁以下を参照。
- 2) 事務管理＝第28章、979条～984条、不当利得＝第29章、985条～988条。契約編は、独自性を強めるため、債権総則を設けずに、事務管理と不当利得を准契約の分編に置くという手法をとっているが、今後不当利得をめぐる事案の増加と共に准契約の名が形骸化する恐れが生じるであろう。